



むつ 760 ~ 40

平成21年12月 2日

むつ市下水道審議会

会 長 奥 野 賢 一 様

む つ 市 長 宮 下 順 一 郎

むつ市下水道事業に係る下水道料金について（諮問）

むつ市下水道審議会条例第2条に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 下水道使用料の統一について

【 諮 問 理 由 】

当市は、平成17年3月14日に1市2町1村で合併し、新むつ市としてスタートして5年目を迎えています。合併以前に公共下水道事業として2処理区と特定環境保全公共下水道事業として2処理区が、また漁業集落排水施設として1処理区と、合併後に1処理区がそれぞれ供用開始されています。

下水道事業は、特別会計を設け一般会計で負担すべき経費を除き、原則として独立採算で運営することとされており、現在、下水浄化センター4箇所及び漁業集落排水処理場2箇所をむつ市下水道事業特別会計で運営しています。

下水道事業の経営に伴う収入で賄う経費は、雨水公費・汚水私費の負担を原則として決定されることになり、下水浄化センターなどの施設の維持管理に係る経費や一部を除く市債の償還費、一般会計が負担すべき経費を除く諸事務費などとなっています。

収入の根幹をなす下水道使用料の単価の決定に当たって、旧4市町村とも下水浄化センターなどの維持管理費の全額を下水道使用料で賄う、として類似団体の単価や水道料金との割合を勘案して決定していますが、各地区とも供用開始から10年未満で下水道普及率や水洗化率が低い水準であることから、適正な下水道使用料が確保できず、収支の不足分は一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であり、この一般会計から本特別会計への繰出金は、厳しい状態にある本市の財政に大きな影響を及ぼしています。

下水道使用料について、合併協定では、「合併時は現行のとおりとし、合併後は上水道料金の推移を参考に、下水道審議会に諮り合併後5年以内に調整する。」としていますが、その上水道料金について、むつ市水道事業等審議会で審議され、先日答申がされております。

これらむつ市下水道事業を取り巻く環境を勘案のうえ、むつ市下水道事業において、下水道使用料を統一の方向で調整することについて、貴会の意見を求めるものです。